

受動喫煙等防止対策に係る事業者公開ヒアリングについて

日時：令和2年1月28日（火）

午前9時30分～正午

場所：ラ・プラス青い森 2階「カメラア」

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「受動喫煙防止対策に係る事業者公開ヒアリング」を開始いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、がん・生活習慣病対策課 奥村と申します。よろしくお願いたします。

本日、お越しいただきました団体の方々につきましては、御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

さて、今回のヒアリングにつきましては、昨年6月に設置しました「青森県受動喫煙防止等対策検討会」の委員のほか、広く事業者の御意見を拝聴することを目的としまして、本日、28日、2月3日の2日間にわたり実施することとしております。

ヒアリングの時間は質疑応答の時間を含めまして、1団体あたり10分を目安に進めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

本日のヒアリングは入れ替え制で実施しますが、順番にヒアリング席にお呼びいたしますので、よろしくお願いたします。

本日、御出席の団体の方々には「たたき台」を御精査いただいたと思いますが、念のために事務局から説明させていただきます。

（事務局）

皆様、おはようございます。

県のがん・生活習慣病対策課 がん対策推進グループの野田と申します。

私からは、受動喫煙防止条例の骨子案、たたき台について説明させていただきます。

平成30年7月に公布された改正健康増進法により、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等の第1種施設は、令和元年7月から原則敷地内禁煙になっており、今後、約2か月後の令和2年4月からは、飲食店、宿泊施設、事業所等の第2種施設は原則屋内禁煙とすることが義務づけられています。

県では、県民の皆様及び事業所の皆様が円滑にこの法改正に対応できるよう、積極的に周知・啓発を行っているほか、この健康増進法の改正の機会を捉え、種々のがんのリスク因子となる受動喫煙等の防止につながる効果的な施策等を講じるため、青森県受動喫煙等対策検討会を昨年6月に新たに設置したところです。

この検討会では、昨年7月、11月と2回の協議を重ねた結果、本県のがんによる死亡率の減少、平均寿命の延伸、そして本県の未来を担う子どもたちへの受動喫煙による健康影響を防止するため、受動喫煙防止条例を制定し、法令として対策の強化を図ることを検討会の会長である、弘前大学大学院医学研究科社会医学講座教授の井原先生から御提言をいただいたところです。

これを受けまして県では、受動喫煙ゼロの環境整備を推進すること、子どもに対し、受動喫煙にさらされない環境整備を推進すること、妊婦や病気の方々の健康上の配慮が必要な方に対して、受動喫煙にさらされない環境整備を推進することの3つを主眼点として条例の骨子案「たたき台」を作成し、事前に各団体の皆様に送付し、本日、御意見を伺うこととしたものです。

骨子案の特徴的な項目については、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等の第1種施設について、法律上は例外として基準を満たした特定屋外喫煙場所を設けることができますが、その特定屋外喫煙場所を設けないように努めなければならないとしたこと、飲食店、宿泊施設、事業所等の第2種施設については、法律上は例外として、基準を満たした「喫煙専用室」や加熱式たばこを吸える「指定たばこ専用喫煙室」を設けることができますが、それらの喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室を定めないよう努めなければならないとしたことなど、いずれも努力義務規定ですが、改正健康増進法よりも踏み込んだ内容としたことが挙げられます。

その他、子ども・妊婦を受動喫煙から守る規定を本県独自に創設することも特徴的な項目の1つです。

なお、本条例においては、罰則規定を定めないこととしております。

本日は、皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、本日、団体の方々からヒアリングをさせていただきます者を御紹介させていただきます。

青森県受動喫煙等防止検討会会長で弘前大学大学院医学研究科教授 井原一成

同検討会副会長で青森県立中央病院長 藤野安弘

青森県健康福祉部がん・生活習慣病対策課課長 蛭名の3名となりますので、よろしくお願いいたします。

団体の方々へのお知らせとなりますが、今回のヒアリングの内容につきましては、広く県民の方々に周知するため議事録を作成し、後日、県のホームページにて公開しますので、何卒よろしくお願いいたします。

また、ヒアリングが終了しました団体につきましては、退出しても構いません。

それでは、青森県歯科医師会の方は、ヒアリング席に御移動をお願いいたします。

次に報道機関の皆様へのお知らせとなりますが、本日のヒアリングは公開となっております。カメラ撮りにつきましては、団体へのヒアリングに入るまでとさせていただきますが、カメラ撮り以外の取材は禁止しておりますので取材は継続して構いません。

報道関係の方におかれましては、御協力をお願いいたします。

(蛭名課長)

それでは、早速ですが、ヒアリングを始めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、改正健康増進法への対応等々がございましたら、そちらの方をお話いただいて、先ほど、事務局の方からも説明がございましたが、事前にお配りしております骨子案についての御意見を5分程度でお願いできればと思います。

それでは、県歯科医師会さん、よろしくお願いいたします。

(青森県歯科医師会)

喫煙、受動喫煙の影響というのは、歯科においても、やはりありまして、喫煙直後には末梢の血のめぐりが悪くなるということが言われております。そのために歯周病に罹りやすかったり、治りが悪かったりということは容易に想像ができるかとは思っています。

また、処置や手術の治りもやはり影響を受けます。

何よりも、このタールが直接口腔粘膜に触れることによって、口腔がんの罹患率が大体数倍、4倍とか、そのぐらい上がります。

では、虫歯にはそんなに影響がないのかということ、やはりありまして、ニコチンに口腔粘膜がさらされることによって唾液のPhの緩衝能力が低下するとされているので、そ

のため虫歯もできやすくなります。

他にもいろんな影響が出ていますので、悪いことがたくさんあり、良いことは何もないということですので、この条例については、是非推進していただきたいと思っております。

一般歯科の診療室というのは、比較的元気な方が通院されて、そして歯科医師、そのスタッフと話しながら診療を進めることができますので、禁煙とか受動喫煙防止の話題に触れることができやすく、禁煙を進めるということにもやりやすい。言わば、このような事業の対策に環境が比較的整っているのではないかと思いますので、是非、これには協力していきたいと思っております。

この骨子案については、特に異論はございません。

以上です。

(蛭名課長)

ありがとうございました。

先生方、いかがですか。何か御質問とかありますか。

例えば、会員の方から、今回の受動喫煙防止や改正健康増進法の関係で何か御意見とか、困っていることなど、そのようなものは何かございますでしょうか。

(青森県歯科医師会)

特には、我々の耳には入っておりません。ただ、想像すると、たばこを止められない方が、あまり強く禁煙を勧めると、どこか他に行ってしまうのではないかというようなことはあるとは思いますが、しかしながら、それも、それほど大きな意見としては出ておりませんし、直接、我々にくることは、今のところないです。

(蛭名課長)

治療の際に、例えば、「たばこ止めたら？」というようなお話とかされる場合とかあるのですか。

(青森県歯科医師会)

歯周病の治療とか、いろんなインプラントなどをやる時には、やはり、たばこの害という話題が必ず出ますので、そこで、その話題についていろいろお話ししたり、場合によっては禁煙を勧めるといようなことは、やるように指導しております。

(蛭名課長)

分かりました。あと、先生方、よろしいですか。分かりました。どうもありがとうございました。では、引き続き県の薬剤師会さん、よろしく願いいたします。

先ほどもお話しましたが、会として、改正健康増進法への対応の関係や本たたき台に対する御意見をいただければと思います。よろしく願いします。

(青森県薬剤師会)

青森県薬剤師会の会長をしております木村です。

まず、改正健康増進法への対応ということですが、元々、我々青森県薬剤師会は、日本薬剤師会と協調してきて、全国的に禁煙に対しての取組みは、もう20年ぐらい前からやってきたところであります。

青森県の場合は、これも十数年続いていますけども、県の「まちかどセルフチェック」の事業で「健康介護まちかど相談薬局」という事業があります。その中において、禁煙指導を薬局でどんどんしていくということをやってきたわけです。

伴って、この増進法、それから今回の受動喫煙防止条例骨子案に対しては、当然、賛同す

る立場であります。

その中で、条例案には書かなくていいと思うのですが、もう少し踏み込んだ活動としてやらなきゃいけないことは、たばこの煙を吸わされてがんになるという感覚は、県民は少し持ってきていると思うんです。当然、吸う人たちは、様々ながんの原因になるということは分かっていますけども、今回狙っている受動喫煙のところですけども、もう1つのキーワードが私はあると思っています、「三次受動喫煙」のことが全然理解されていないなと思っています。

飲食店等々に行って、たばこの煙を直接吸わされないというのはありますけども、家に帰ってたばこの臭いが付いている、イコール、様々なそういうたばこから発する発がん性物質いろんなものが衣服に付いている。

それから、よくある子育て中の男女共、どちらもですが、ベランダとか玄関先でたばこを吸って戻ってくる。すぐ、何も処置しないで赤ちゃんを抱っこする等々も、それも全て影響があるわけです。

その辺のところをパンフレット等で、またテレビとかラジオとか、今日は報道の方も入っていますので、その影響というものをきちんと教えていかないと、全く絵に描いた餅のような状態になるのではないかなというふうに考えています。

それで、この間からこの条例の動きで、次のことが懸念されることが入ってきましたので、情報提供させていただきます。

私どもも小学校、中学校、高校で禁煙の授業の中で、受動喫煙のこと等を教育の中で講義をすることが多いんですが。特に小学生ですけど、家に帰って来て、県内でもたばこの葉っぱを作っている家というか、農家が多いので、その子どもたちが自分の親が作っているものが、体に害のあるものだという事でイジメにあっているとか、そういうことがあるということが入ってきています。ですから、やはり慎重に、いわゆる禁煙教育等々やっていく中で、そういうたばこの葉っぱを作る、イコール、そこが悪い、そして、そのことが原因でイジメ等々、そこのところは少し、もう少し対策を打っていかねばいけないのではないかと思います。

具体的に言いますと、これも国の方で、私は、喫煙対策を担当したこともあるので話しているのですが、たばこの葉っぱを作りたいのではなくて、所得を獲得したいわけでありまして。ですから、例えば、ニンニクとか、そういうものの転作、それから、もしかしたら土がきちんと合うのであれば、医薬品原料の生薬のものに転作していく等々、そういうものも含めた、並行したことをやっていかないと、ここのところは、なかなか、健康の方からみれば前段話した話ですけど、社会的な影響というのがあると、後半の方のことがあると思いますので、少し、そこは、今日のヒアリングの趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、そういうことがもう起きているということも情報提供させていただいて、私どもの意見とさせていただきます。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。先生方、何かございますか。

(藤野副会長)

今、木村会長がおっしゃったのは確かです、いわゆる「喫煙自体をどうしようか。」という問題は、非常に奥深いところがございます。特に青森県は、たばこの作付け農家のことがありますが、今、そこはちょっとおいて、とりあえず健康影響を受けやすい弱い方の対策を問題にすべきではないか。この検討会でいつも問題になるのは、はじめから禁煙を強く勧めてもいいのではないかという議論もあるのですが、そこは、また、少しおいておき、とりあえず、そういう方の権利もございまして、そういう方の権利は認めた上で、望まれない受動喫煙を受ける方をどうしようかということの対策をたたき台にするという次第でございます。

(蛭名課長)

木村会長さん、先ほど、薬局の方で禁煙指導をやっておられるとおっしゃっていましたが、具体的にどんな感じですか。

(青森県薬剤師会)

まず、一般用薬品でニコレットが販売できるようになりました。その後、医療用医薬品のチャンピックス、医療用のニコチンパッチ。そういうものが出ています。出ていますので、医師の指示の下で行う禁煙指導と、それを抜きにして我々薬剤師、一般用医薬品を使った禁煙を勧めていくということ。それは、ずっとやってきています。

それから、健康介護まちかど相談薬局は、1年に1回、私どもの主催する研修を受講しなければ、その事業に参加できないこととしています。この事業の看板があるのですが、研修不参加の場合、それは、返してもらおうということでやっています。令和元年度で354薬局、看板を掲げて、その薬局は禁煙の指導も並行してやっているということでもあります。

(蛭名課長)

あともう1つ、先ほど、たばこ農家の子どもさんのイジメというのは、具体的にどのようなものですか。

(青森県薬剤師会)

青森県内では、たばこ農家の方が多いのは太平洋側の方ですから、そちらの方から情報は入ってきていますが、今日、公開のヒアリングになっているので固有名詞は避けさせていただきます。そういうふうなことが起きてきていますので。

また、岩手県薬剤師会でも、同じですね。そちらの方のエリアでたばこ農家さんは多いので、そういうことが実際あるということなので。

(蛭名課長)

分かりました。

教育サイドの話の場面では、教育とかの方で議論していくということで。

(青森県薬剤師会)

そうですね。

ですから、受動喫煙のところ、先ほど、藤野先生がおっしゃったように、そっちの方を推し進めたいのです。しかし、やっていく中での小中学校での教育のところでの持っていき方とかというのは、少し気を付けないと、大きな誤解を招いてくるのかなということなんです。

(蛭名課長)

分かりました。いろいろ御意見ありがとうございました。井原先生、よろしいですか。

分かりました。会長、どうもありがとうございました。

次に、老人福祉協会さん、お願いします。

まず、冒頭で老人福祉協会さんの方で、例えば、改正健康福祉増進法の関連で、例えば、会員の方にこういうことを周知したとか指導したということがあれば、お知らせいただいた上で、条例に関する御意見をいただければと思います。

それでは、よろしくをお願いします。

(青森県老人福祉協会)

老人福祉協会でございます。

私どもの会員施設ですが、特段、進めているようなところは、特にはありません。各自の施設にお任せというか、特段、御案内などはしておりませんでした。

(蛭名課長)

今回の条例の骨子案をお示しさせていただいておりますが、こちらに対する御意見の方はどうですか。

(青森県老人福祉協会)

全般的に見た時に、努力義務みたいな感じだと思っていましたので、そのような項目については、特にまた、異論といいますか、特にないというふうには思っております。

(蛭名課長)

老人福祉協会さんの会員さんは、主にどういう関係の施設の方が多いのでしょうか。

(青森県老人福祉協会)

まず1つは県内に約130ある特養です。それから、養護、それと通所関係のデイサービスセンター、グループホームです。軽費ケアハウスも会員になっております。

メインは、特養中心になるものですから、特養に併設されているデイサービスセンター、あるいは法人でやっているグループホームというところは、1つの施設として数えております。

(蛭名課長)

今回の改正健康増進法では、特養ですから第2種施設となり、個室、居室ではたばこを吸ってもいいことになっていますが、実態として、特養でたばこを吸う方はいますか。

(青森県老人福祉協会)

敷地内の中では、一部あるかもしれませんが、ただ、建物内は、ほとんど禁煙となっているので、そのような施設では、やはり他の方々に影響のないような形とか、利用者さん同士ということにもなるのでしょうか、職員の方々も、やはり建物内では吸っていないというふうには思っております。

(蛭名課長)

デイサービスなどは比較的元気な利用者が多いと思いますが、いかがでしょうか。

(青森県老人福祉協会)

デイサービスなどの通所施設では、やはり、今、どちらかと言いますと、禁煙に向かっていると思います。

(蛭名課長)

聞いた話で結構なのですが、例えば、デイサービス利用者がたばこを吸いたいと言ってきた場合には、どのような形で対応されているのですか。

(青森県老人福祉協会)

場所は別に隅の方とか、そういうところに設定していると思います。

(蛭名課長)

あと、認知症のグループホームは、どうですか。聞いている範囲で結構です。

(青森県老人福祉協会)

グループホームも同じです。実際、建物内では禁煙が多いと思いますし、敷地内の中の特定の場所、そのようなところに設けていると思います。

(蛭名課長)

それでは、改正健康増進法の関係で、例えば、会員の方から「うちの方で、こういう対応しているよ」とか「こういうふうな形でやっていて、お金かかっているんだよ」とかというふうな御意見というか、そういう話は特段聞こえてはいますか。

(青森県老人福祉協会)

特段、各施設の方からは、そういう経費面とか、そのようなことは、協会の方には届いてはおりません。

(蛭名課長)

分かりました。先生方、どうですか。

(井原会長)

通所とそれから入所型の施設があり、養護などは、体の元気な方もいると思うのですが喫煙の状況はどういう感じでしょうか。

(青森県老人福祉協会)

一部においては、場所を設けて吸っているところもあります。

県内10か所あるのですが、全部の施設のことは把握しておりません。

(藤野副会長)

第1種施設、第2種施設でもいいのですが、老人福祉協会に加入されている施設は、第1種の方が多いのですか。

(青森県老人福祉協会)

第1種、それと第2種の方は、デイサービスセンターです。

(藤野副会長)

第1種が多いということでしたが、いわゆる改正健康増進法では敷地内禁煙ということになり、屋外に喫煙場所を設けるということになるのですが、これは実現できるものですか、現状として。どのくらい進んでいるものですか。

(青森県老人福祉協会)

ちょっと、それは何とも言えないですが。

(藤野副会長)

これは法律ですよ。

(青森県老人福祉協会)

法律重視であれば、そういった形で。

(藤野副会長)

その周知というのは、まだですか。

(青森県老人福祉協会)

うちの方からは、直接は周知しておりません。それぞれの社会福祉法人の方には、何かの形で通知は行っていると思います。

(藤野副会長)

それで反応など、協会の方には返ってきていないですか、嫌だとか。

(青森県老人福祉協会)

特には聞いておりません。

(蛭名課長)

ひとつ、教えていただきたいのですが、介護事業所など働いている職員の方には、20歳未満の方はいらっしゃるのですか。

(青森県老人福祉協会)

おりますね。18歳、新卒の方でもおります。

(蛭名課長)

改正健康増進法では、たばこを吸える場所には、20歳未満の者を立ち入らせることも、4月以降禁止となります。さらに喫煙所があって、その喫煙所の掃除を20歳未満の者を入室させ掃除させることも禁止されています。私どももそのような規制があることが周知されているかというのは、正直、ちょっと不安な部分があります。御相談ですが、そのような周知を協会から、会員の人たちに今一度周知いただくとか、そのようなことは、御協力いただけるものでしょうか。

(青森県老人福祉協会)

それは可能です。協会を通じて各施設の方には御案内したいと思います。

(蛭名課長)

もし、そのようなところがありましたら、また改めてお願いできればと思います。

あと、よろしいですか。どうもありがとうございました。

1グループ目の皆さん、これで終わりますので、どうもありがとうございました。

皆様からの御協力をいただいて、全体として非常に速く進んでおります。

すみません、申し訳ございませんが、10時半まで一旦休憩します。よろしくお願ひします。

(司会)

それでは、青森県看護協会の方はヒアリング席へ御移動をお願いいたします。

(蛭名課長)

看護協会様、忙しいところ、どうもありがとうございます。

早速ですが、ヒアリングを始めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に、会として改正健康増進法の対応等々がありましたら、そちらの方を御

説明いただきたいのと、事前にお送りさせていただきました骨子案についての御意見をいただければと思っております。

よろしく申し上げます。

(青森県看護協会)

それでは、この「たたき台」についての意見を述べさせていただきます。

まず、青森県看護協会は、受動喫煙防止条例制定を早期に実現することに賛成です。

これまで、2回開催した委員会の中で、受動喫煙防止条例案に係る説明で、本県の状況、すなわち健康問題の主たる原因の1つに喫煙があり、本県の喫煙率が高いことは、皆様が認識しているところだと思います。

そのことにより、喫煙者本人のみでなく、受動喫煙という形でたばこを吸わない人々にまで健康被害を及ぼしていることも周知のことだと思います。

受動喫煙は、他人の命を危険にさらす可能性のある行為であり、喫煙者は他人の健康に影響を及ぼすことは不本意なのではないでしょうか。また、知らずに受動喫煙している人は、健康被害を受けたことにより、生涯に及ぶ影響を受けることに繋がる可能性も否定できません。特に、子ども、女性は影響を受けやすく、とりわけ女性については、妊娠・出産期の受動喫煙による健康被害が母体だけでなく、胎児に、そしてその後の子どもたちの心身の成長に影響が及ぶと言われております。

以上のことから、1種、2種施設、それに子ども・妊婦に対する規定について、罰則規定なしで受動喫煙防止について努力することとする本条例を制定することは、県民の納得するところだと考えます。

よって県民の健康問題において最重要課題との認識から、一定基準を定めて受動喫煙対策を実施すべきだと考えます。

変化を推進する時は、トップの方針がポイントであり、国に続いて県の方針も明確に示すことが必要だと思います。

後世に続く未来ある子ども、若者、そして県民の命を、健康を守るためにも、今できる最大のことを実施することが大切だと思います。

保健・医療・福祉の一翼を担う専門職の団体として、健康な社会・地域づくりを望むために、青森県看護協会は、制定について推進していただきたいと思っております。

以上です。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。

会長さん、会として、会員の人たちに改正増進法への対応は行っていますか。

(青森県看護協会)

日本看護協会を中心として青森県看護協会もですが、2000年時代から喫煙について、看護職の喫煙率が高かったという事実がございますので、禁煙について、いろいろな啓蒙活動をしております。

例えば、実態調査をしたり、それからプロジェクトを作ったり、キャッチフレーズを作ったり等々、いろいろなことに取り組むをして参りました。

その中で、他県では学生、若年者への指導に各病院を訪問したりなどのようなこともしております。

最近では、特別、主だった活動はしていませんが、常に禁煙について、それから受動喫煙防止対策については、各施設においては、殆どが敷地内禁煙という形で動いておりますし、看護職の喫煙率もどんどん減ってきている、これは全国的にそういう状況にあります。

今回、本県において、改めていろんなデータが示されている中で、また更に取組みを推進

したいというふうに考えております。

(蛭名課長)

分かりました。先生方、いかがでしょうか。

(井原会長)

病院の看護師さんの多くは、病院、医療機関で働いていると思うのですが、その中で、受動喫煙の被害を受けるということについて、会員の方々に話を聞いたことがありますでしょうか。

(青森県看護協会)

例えば、速やかな治療が必要な患者さんの場合、必ず喫煙率を出しています。「吸っていますか」、「何年間吸っていますか」それでパーセンテージを出して、そのことによって、新たな、例えば、治療までの時間をかなり、1か月待たないと手術を受けてもらえないとか。例えば、麻酔科医からストップがかかって、たばこを止められない人は、治療できませんというようなことがあったりとか。

それから、たばこを吸っている状況の中で急な入院で、いきなり喫煙をシャットダウンされ、たばこを吸わない状況に置かれるので、更に数倍のストレスを抱えるというような実態もよくあります。

それから、看護職においては、以前は、勤務が終わった後「一服してから帰るわ」というふうなことも実態として聞かれたのですが、今はそういうことはなく、いかに禁煙が大事か、受動喫煙防止をしなければいけないかというのは、専門職として、十分に承知されていると思います。

(蛭名課長)

よろしいですか。

(藤野副会長)

我々、医療機関においても、おそらく実際、喫煙率、健康診断の時に調べるのですが、喫煙率はかなり減ってきています。吸う場所がないので、敷地内全面禁煙にしてしまうと吸う場所がないと、吸わないことに慣れていくのですね、おそらく。ここ何年間のうちに吸う者に関しましては、限りなくゼロに近づくのではないかと、医師も含めてですね、そう考えています。

(青森県看護協会)

2000年当時、看護職の喫煙率というのは25%台でした。4分の1が吸っているという、とても凄いデータでした。

それで、一生懸命取り組みまして、それから10年後、約10年後なのですが、2013年には約7%台まで落ちています。

直近のデータはないのですが、いかにたばこに対する考え方が減ってきているかというのがそれで表れているのかなというふうに思います。

(藤野副会長)

第1種施設なので、基本的に敷地内での喫煙は禁止されているので、勤務時間中は、ほぼ吸えないような状況になっていますね。

(蛭名課長)

分かりました。先生方、よろしいですか。どうも貴重な御意見、ありがとうございました。

それでは、引き続き、青森県認知症グループホーム協会青森県支部さん、お願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

県グループホーム協会の工藤と申します。

今日は、会長が来る予定だったのですが、所用がありまして、代理の副会長であります工藤が出席ということになります。

あと、事務局の方からの参加ということです。

全面的に受動喫煙防止条例については、全面的に賛成ということで、県の指導に従うということを建前にしております。

取組としては、今現在、グループホームは小規模な施設なので、控室とか、職員の休憩室とか、たばこを飲んでいる方が結構いましたが、実際、ここ2、3年、休憩室のたばこの喫煙は中止ということによりまして、段々、全体的には減る傾向にあります。

しかしながら、どうしても認知症型で、利用者の方ですが、施設の中で1人ぐらいたばこを吸う人がいますが、その方は、生活のリズムの中でたばこを吸う時間というものを決めていますので、そのような方は、外の玄関で吸っていただくようにしています。4月1日からは、それをどのようにしたらいいかということで、今、施設の方では議論しているところでございます。

(蛭名課長)

よろしいですか。団体のことについて、ちょっとお知らせいただきたいのですが。

そちらの協会さんは、県下のグループホーム、大体どれぐらいのグループホームが加入されているのですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

今現在、全体で300を超えるあたりで、加入施設は140ぐらいで、40%ぐらいです。

(蛭名課長)

大体40から50%ぐらいということですか。

ほとんどというか、全部がグループホームを運営している。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

そうです。

(蛭名課長)

グループホームの事業所が加入しているということですね。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

そうです。

(蛭名課長)

それが、全体の中で45%ぐらい加入しているということですね。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

青森県の中ですね。

(蛭名課長)

グループホームだと、やはり施設の特性上、認知症の方も入居していると思います。今まで自宅で生活をしてきた方が入居するとなると、喫煙される方の場合は、どのように喫煙させているのですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

今現在は外で吸っていただきます。

グループホームも、今、高齢化が進んでおりまして、90代の方が結構増えてきていますので、そういった方々は、自動的に、自然に喫煙しなくなってきています。

今現在、入居している60代ぐらいの若い人が、止められないというので吸っています。

(蛭名課長)

先生方、いかがですか。

(藤野副会長)

特に介護施設、グループホームは、従業員の方の喫煙について問題になるのではという感じがあります。

屋内禁煙になりますと、若い方が勤める職場なので、屋外に出て場所があればいいのですが、車の中で喫煙するなど、あまり厳しいと、青森県で仕事したくないという方が出ても困る部分もありますよね。つまり、働く方にとっては、どういうふうにして対応していくつもりでしょうか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

できるだけ、社外というのが第一ですがどうしても止めれないという方に対しては、自分の車の中で吸うとか、介護に及ぼさないようにしていただくしかないです。

(井原会長)

教えていただきたいのですが、グループホームの生活の仕方、入所者の生活の仕方ということについてですけども、独立した居室がある人と、そうでない人があるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

いいえ、全部個室です。

(井原会長)

それでは、個室の喫煙については、その人の責任で喫煙していいということにしているのでしょうか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

いいえ、防災関係で、室内での喫煙は禁止となっています。ですから、外、玄関のところで吸っていただくという形になります。

(井原会長)

分かりました。ありがとうございます。

(蛭名課長)

先ほど、看護協会さんの方で喫煙率の話が出ましたが、介護業界の方も比較的喫煙率が高

いような感じが若干するのですが、感覚的なものでいいのですが、昔に比べてたばこを吸う人が随分減ったなどか、勤めている方の喫煙の状況というのはどのような感じですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

以前は、休憩室でたばこは吸えましたが、要は吸わない人も吸う人も一緒に休憩するわけですから、必然的に受動喫煙になってしまいます。そういうこともありまして、控室でのたばこは禁止としています。休憩室での喫煙を中止したことによって、結構、何名かは止めた方もいらっしゃると思います。全員が全員吸うわけではないので、職員の3分の1ぐらいは吸うので、その中から何名かは、吸わなくなったと思います。

(蛭名課長)

少し減ってきているかな、みたいな感じはちょっとあるという感じですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

そうです。

(蛭名課長)

ちなみに、グループホームに勤めている職員の方には、20歳未満の者はいらっしゃるのですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

施設によっては、いると思います。高卒でそのまま入ってくる方もいらっしゃる。

(蛭名課長)

改正健康増進法ですが、喫煙室に未成年の子たちを立ち入らせてはいけないとことになっています。施設外で吸っている分についてはいいとは思いますが、居室で喫煙できる場合のその居室に掃除などで未成年の人が立ち入ることも法律上は禁止になっています。

現場として、改正健康増進法の施行に伴い、なにか問題が上がっていますか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

特にはないですね。そういう話、聞きません。

(蛭名課長)

ほぼ、ほぼ居室では吸わないということですね。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

そうです。休憩室とかそういうところでは、建物の中では吸いません。

(蛭名課長)

入居者が外で吸っている時は、職員の方がついてるものですか。それとも、見えるような場所で吸っている感じですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)

利用者の喫煙ですか。

(蛭名課長)

はい。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)
利用者は見えるところで吸っています。

(蛭名課長)
それでは、入居者は自分で外に行って吸ってという感じなのですか。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)
そうです。

(蛭名課長)
私どもも今、改正健康増進法の周知を図っている中で、未成年の人が喫煙できる場所への立入は禁止ですというところの周知が難しく、どういうふうに周知していくべきかは、私どもの方でも課題となっています。

もし、例えば、周知方法とかの関係のところでは御協力いただければ、またこちらの方からもお願いすることもあります。その際はよろしくお願ひします。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)
それは、4月1日から全面的にたばこは吸えないということで、今から、その方に言って、たばこを4月一杯で止めるようにということでは話しています。

(蛭名課長)
未成年の人が立ち入らないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)
今のところ、職員はなかなか未成年の人はいません。若い人は、なかなかグループホームでは勤務しません。

(蛭名課長)
やはり実際は、ごくごく一部、それこそ専門学校とかそういうところに行って入る人がほとんどで、高卒で入る人は、あまりまずいないということですね。

(青森県認知症グループホーム協会青森県支部)
少ないですね。

(蛭名課長)
少ないという感じなのですね。分かりました。先生方、よろしいですか。
どうもありがとうございました。

それでは、引き続き青森県理容衛生生活同業組合さんの方、お願ひできますか。
今日はお忙しいところ、本当にありがとうございました。
まず、4月から改正健康増進法が施行されますが、組合として、組合員の方々に法改正に伴う周知等をしていることがありましたら、そちらの方を御説明いただくと、今回の骨子案に対する御意見をいただければと思ひます。
よろしくお願ひします。

(青森県理容生活衛生同業組合)
お願ひします。

理容組合は県内に14支部ありますが、今年度その支部の衛生講習会の際に保健所の職員の方に来ていただきまして、健康増進法の説明会を同時開催しました。

参加率は100%とはいえませんが、かなり皆さん、関心を持っておりまして、高い受講率で、4月1日以降は、原則禁煙になりますということを組合の方では周知しております。

あと、全国理容連合会及び営業指導センターと県の方からも、いろんな冊子、情報誌、禁煙シール等が送られてきていますので、1月現在720名の組合員に情報の方を配布しております。

このたたき台ですが、理事会等を現在未開催であることもあり、理事長の方の意見を今日は持ってきていません。しかしながら、昨年末に十和田の方で講習会をやった時に、この条例ができるかもしれないというお話を保健所の方からお話いただいた時に、理容業はお客様あつての商売ですので、組合員の方に対して屋内原則禁煙ですというのは、組合の方で徹底できるのですが、お客様に対して、お店の中でたばこを吸うことができなくなりますという周知を、店の方だけでは、ちょっと厳しいのではないかという意見が出ました。ポスター等を貼っても、直接お客様が来て「いつからこうなったの？」という意見が出るのではないかということもあったので、できれば県の方、市の方等でも幅広く、利用者の方にも周知していただきたいという意見が多かったです。

あとは、JTです。日本たばこさんの方から、屋外設置用のスタンド灰皿というものを無償提供いただいて、希望者の方に無償で配布するというのを今、1月から2月上旬にかけてやっております。

理容店の敷地内で道路に直接煙がいかないよう、近隣を配慮したところに設置するという条件で、一応、灰皿を置くということで、今、とりあえずやっつけていこうかなというふうにしております。

(蛭名課長)

条例の骨子案に対する御意見はありますか。第2種施設であれば、改正健康増進法では、条件付きで喫煙場所を設けられるのですが、できるだけ設けないようにしましょうというのが条例の骨子案となりますが、そちらに対する意見は何かありますか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

ちょっとまだ、理事会等でここまで会議にかけていないので。

(蛭名課長)

分かりました。

(青森県理容衛生生活同業組合)

申し訳ありません。

(蛭名課長)

いえいえ。先生方どうですか。

(井原会長)

屋内禁煙のことをお客さんに言うのが難しいというお話を今、お聞きしましたが、会員の皆さんの感じでは、屋内禁煙、店の中での禁煙ということ自体は賛成なのですが、言いにくいという感じなのですか。

それとも、やはりたばこを吸う場所でありたいという、そういう、その方がお客さんへのサービスとして良いのではないかという、そういう考え方もあるのですか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

そこもちょっと賛否がありまして、今、若い方はほとんど吸われないのですが、やっぱり御年輩の方で吸われる方が多い現状です。待ち時間の間にやはり吸われる方が多い中で、店舗の中では、というのは言いにくいです。4月1日から法律で決まるので、それに対しては仕方がないのですが、お客様に対して、急にこの日から駄目だよというのを言いにくいので、前もって周知して欲しいです。組合の方でもポスター等を貼って、シール等を貼って、前々から周知はしているのですが、お客様自体が1か月、2か月、3か月という、利用の期間が皆様違いますので、何か月後に来て、いきなり吸えないのかというふうになるよりは、CMとか、いろんなところでポスターを貼っていただいて、どこに行っても吸えないのだなというふうな感じで周知していただければ、という意見でございます。

(藤野副会長)

美容室、理容室に関しましては、それほど面積が大きいところがほとんどで、1人、たばこを吸われると、おそらく蔓延してしまいますよね。

ですから、今の改正法でも、やはり屋内を禁煙にして、喫煙専用室設置ということですが、実際、それを設けている施設は、多分、ないような感じはするのですが、屋内に喫煙専用室を造るほど大きなのはないですよ。

(青森県理容生活衛生同業組合)

組合に加入している個人のお店では、室内に作れるような大きい店舗はないです。

(藤野副会長)

ないですよ。そうすると、おそらく、県の条例骨子案を見ると、どうしても吸われる方は、家で吸って、待ち時間我慢することになります、非常に難しい部分はありますね。

(蛭名課長)

すみません、若干教えて欲しいのですが、そちらの方の組合さん、先ほど、720名の組合員がいると、その中で大体加入率というのは、どれぐらいになるのですか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

組合員が720名なので、床屋を営業されている方は、もっといらっしゃると思うのですが、辞めたり、加入の入りがちちょっと激しい業界ですので、今現在の青森県で理容店が何店舗あるかは、ちょっと把握していません。組合に加入しているというのが、720店舗になります。

(蛭名課長)

おっしゃるとおり、お客さんに吸えなくなったなんて、なかなか言いにくいところは確かにあるのかもしれないですね。

(青森県理容生活衛生同業組合)

徐々にであれば。

(蛭名課長)

あと、例えば、お子さんを連れてきて、お子さんが散髪してもらっているときに、親がたばこを吸ったりするとかという場面も、もしかすればあるかもしれませんよね。

(青森県理容生活衛生同業組合)

そうですね、現状ではあるのかもしれないですね。

(蛭名課長)

大体、ほとんどが個人経営のところが多いのですか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

そうですね。組合加入率、ほぼ9割が、9割以上が個人経営です。

(蛭名課長)

ということは、未成年の方が従業員で就業するということは、まずいないと考えてもよいでしょうか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

はい。

(蛭名課長)

先ほど、J Tのスタンド灰皿無償配布とお話されてましたが、スタンド灰皿とは具体的にどのようなものですか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

たばこ屋さんの前に置いてあるような物です。

(蛭名課長)

いわゆる屋外用に、屋外に置くタイプのものですか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

そうです。屋外に置くタイプの屋外設置用の物です。

(蛭名課長)

それが無償で提供されているということですね。

(青森県理容生活衛生同業組合)

はい、そうです、希望者に。

(蛭名課長)

組合としては、その灰皿を道路に面しないところで、あまり煙が一般の人にあまりいかなような場所に置くという感じでということでしょうか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

置くようにと指導しております。

(蛭名課長)

先ほど、藤野先生の方からもお話がありましたけども、確かにその周知の部分が、なかなか難しい部分があるのかなというのは。

例えば、周知方法として、どういうのが一番効果的なのかなっていうのはありますか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

店舗には、ポスター等、シールは貼ってあるのですが、CMとか、街中に、いろんなところに、4月1日から全面的に吸えませんよというのを周知していただく、目につくところに貼っていただければ、どこに行っても吸えないのだなというのをやってももらえればいいのかというふうに思っています。

(蛭名課長)

ポスター自体は、もう、協会さんの方とかでは作って貼られたりとかはしているものないのでですか。

(青森県理容生活衛生同業組合)

はい。

(蛭名課長)

はい、分かりました。あと、よろしいですか。分かりました。

どうも貴重な御意見、いろいろありがとうございました。

皆様、どうも本当にありがとうございました。

若干、休憩を入れます。よろしく申し上げます。

(司会)

それでは、青森県公衆浴場業生活衛生同業組合の方は、ヒアリング席へ御移動をお願いいたします。

(蛭名課長)

本日、お忙しいところ、御出席いただきまして非常にありがとうございます。

早速ですが、ヒアリングを始めさせていただきたいと思います。

それでは、まず最初に、団体さんの方で改正健康増進法が4月から施行されますが、法律改正に伴って、会員の方々にどのように周知をしているかなど、そういうのがありましたら御紹介をいただきたいのと、その後に事前にお配りいたしております条例の骨子案に対する意見を伺いたいと思います。

では、よろしく申し上げます。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

人を裸にする組合でございます。

非常に、私どもの業界も健康産業でございます、たばこに対しては、非常に敏感に考えを持っております。

ところが、この業界というのは、今、少子高齢化の影響がございます、人口の減少がございます。お客様がどんどん、どんどん減ってきております。ですから、結論的なお話を申し上げますと、たばこを吸う方も吸わない方も、皆、大事なお客様でございます。どうしたら、この両方のお客様方を減少させないで済むかと。

ということは、健康産業でございますので、健康が第一ということは、これは第一でございます。

近年、愛知県の修文大学の伊藤教授の発表がございまして、公衆浴場というのは、家庭でできない健康を作る場であるということが分かって参りました。科学的にそれは言えることがありますということで、我々の体を作っている細胞の中で、タンパク質が分解されるということ、これは、日本工業大学の教授の発見によります。

その分解されたタンパク、あるいは不必要なタンパクをこの細胞の中でまた構成している

こと、この働きが分かって参りました。

そのタンパクを構成してできている細胞というのは、病気を治すために使われるタンパクでもある。伊藤教授が名づけた名前が「ヒートショックプロテイン」ということでございます。

多分、これは、私ども業界の方では話し合いをして、話し合いの中で、熱いお風呂に入りますとさっぱりするのです。ちまたでは、ゆるいお風呂にゆっくり入って体を温めた方がいいですよというのが通説になっておりますが、私ども業界の方では、どうも42度とか43度という温度で設定して、それ以上に熱いお風呂に入りますと、熱いけども、「あー、さっぱりする」という温度があるのです。この体感温度というのは、それぞれ、皆、個人的に違いはあるようでございまして、伊藤教授いわく、42度以上の温かいお風呂に入ってください。そうすると、体の中でヒートショックプロテインが非常にできやすくなるということが分かりました。これは、科学的に実証されたことなのです。

さて、私たち浴場では、これまで、3年ほど前でしょうか、たばこ産業さんから提供された、いわゆるポスト型の灰皿、外で飲むための灰皿でございます、これを全組合に配布いたしました。

それで、これは、私の引き金ですが、私の風呂屋では、外の玄関の前に出しておきますと、何も言わないのですが、たばこを吸う方たちが外で吸ってくるのです。それからお入りになって、さっぱりして帰る時に、また外の方で吸ってお帰りになる。

こういう形が、別に強制しないけれども、自動的にそういう形に変革して参りまして、その前は、たばこを吸わないお客様から、「脱衣室でたばこを吸っている方がいると、煙が部屋の中に充満して健康に悪いと思います。」

私もちょっと機会がありまして、解剖学の教室にちょっと見学させてもらってありますが、解剖された肺の、真っ黒の肺を見てびっくりしました。「これは、たばこを吸う方ですよ。」、その時の教授がちょっと別の方を指して、「この方は、たばこは吸わないのだけど、副流煙でこういうふうな真っ黒な肺になっています。」と。

これは恐ろしいものだなということで、私自身は、たばこを吸うのをそれで止めたという経緯がございます。たばこの弊害というのは、非常にあるものだなという感覚的には思っております。これは、私の個人の考えでございまして。

それで、たばこ産業さんが提供された、外でたばこを吸うためのポスト型をいち早く置いたのですが、そういう結果が出てまいりました。

それから、先ほどのお話の中に、いわゆる禁煙コーナーということで、それを、たばこを吸わない方たちに影響がないようにするために、その煙が外に出てこないような形のコーナーを作りまして、それをやっている方たちが今度は出てきておりまして、そうすると、たばこを吸う方も、吸わない方も、両方喜んでいただいて、大変良くやってくれたということで、こういうふうにしてお客さんが安心していきます。

そういうふうな現状、私どもの業界でやっている現実です。

それも今、確かに体に良くないという風評、たばこに対する批判があるわけでございますけれども、今、私どもの商売からみますと、徐々にある程度、自主性をもたせる方で、業者の方が自主性をもたせていただいて、ちょっと時間をかけてそういうことをやらせていただければいいなという思いをいたします。

今、条例を制定して、バチッと打ち切るといふ形になりますと、これは、ちょっと、私は、商売業界、あまり好ましくないんじゃないかなと。3年なり5年なりの時間をかけていただいて、最初は国の制定した健康増進法の基準に基づいてやっていくということが基本でございますし、それにならった形で、どんどん、徐々に全面禁止という形でもっていければどういふものだろうと。ただし、敷地内までの禁止となりますと、ちょっとそれは、ちょっと、これは一般的な考え方でございまして、そこまでいかなくてもいいのではないのかと。屋内で、私ども浴場の場合は、これとはまた違って参りますでしょうけれども、浴場の場合は、屋

内で吸うのだけは禁止、最終的に全面禁止だと。時間をかけて、そういうところまでもっていければという、これはお願いしたいと思っております。

以上でございます。

(蛭名課長)

ありがとうございます。

ちなみに組合員の方々に、改正健康増進法に係る周知について何かやっていることとかがっているのはございますか。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

3年ほど前になりますが、国の振興事業という形の一環として、大々的にキャンペーンをやらせていただきました。保健所の所長さんにも来ていただいて、いろいろ説明をしていただく。

それから、いわゆるアンケートを取っている県民に対する興味をもたせるためのアンケートを取ってみたりと。

それから、個別相談をするというような形を保健師さんの方たちにやっていただいたり。

それから、毎年、4件ほど組合員の中から挙手をしていただき、取り組もうという形で健康相談会というものをやっておりまして、これは、指導センターさん、生活衛生同業組合、指導センターさんの御指導に基づいて、国の事業の一環としてやっているわけですが。

ここで、浴場に来る方たちを対象に50人ほどを対象にした形で、記念品を贈呈しますよという形でお誘いをして、浴場の、いわゆる脱衣室のところ、あるいは、丁度、受付の前のロビーの広いところなどを使いまして、保健師さんにいろいろ健康のお話をさせていただく。それから、質問コーナー、何でもいいから、今、心配な健康の問題があったら相談かけてください、そして、血压だとか、そういったものを最後に測定してやるというようなことで、非常に評判を得ております。

それを毎年、交互に要請をして、こういうことがありましたということで、組合員さん全員に報告しております。来年はまた、やったことのない組合員さんから、是非、相談所の会場としてお使いいただくように誘導してくれと。こういうふうな形の働き掛けをしております。

(蛭名課長)

今年の4月から法改正が全面施行というような形になると、基本的には、屋内原則禁煙になります。そのことに関しては、組合員さんへの周知は図られているという状況なのでしょうか。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

それは、組合、全浴連というのがありまして、そちらの方からやるような通知がきたり、関心と呼ぶようなチラシみたいなものが回って参りますので、それを配布し、理事会では、そういうようなことも順にやっていかなきゃいけないという認識を共にしておるような協議はしております。

(蛭名課長)

先生方、いかがですか。

(井原会長)

ちょっとお尋ねしますけども、外で喫煙、灰皿を置いたりとか、工夫をされているというお話は、今、教えていただきました。

その1つとして、屋内にたばこを吸っても煙が広がらないような施設、機械を設置しているところもあるというお話も聞きましたが、そのような屋内にそういう機械を設置している組合員さんは、どれくらいいらっしゃるのでしょうか。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

今、その設備までいっているところというのは、まだまだ、お金もかかることでございますので、たばこ産業さん、それから、あるいは行政的なもの、補助金ということが半分、あるいは多い時には3分の2ぐらいというところがあるようですが、それも現実的なことがあるのでございましょうから、まだ1割程度だと思います。

(井原会長)

ありがとうございます。

(藤野副会長)

すみません。

実際、屋内でたばこを吸っているという方は、まだ結構おられるというふうなお話のようにお聞きしたんですけど、それでよろしいのでしょうかね。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

まだ、そういうところもございます。

でも、組合員でありますと、外に置くという形のたばこの灰皿を設置しておりますので、かなりは変わってきていると思います。

(藤野副会長)

ですよね。おそらくでも、お風呂あがりの一杯じゃない一服か、おそらく寒いところよりも温かいところで吸いたい、ちょっと難しいですが、できれば施設の中でもたばこは吸わないでもらいたいというのが、我々の課題でございます。これは、現状としては、かなり難しいものではないでしょうか、それとも、割と利用者って理解いただけるものではないでしょうかね。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

我々の商売というのは、非常に厳しい経営をしております、ほとんど余裕、金銭的な余裕は、なかなか、あるところもありますけども、ないところが多いと思います。

というのは、入浴料金というのは、平均的な営業の状況を見ても、そして、これがマイナスになっているから、それをアップしていただきたいということで、入浴料金が県の審議委員会で何度も諮られまして、最終的な計画に基づいて県知事が承認して、初めて料金の改定ができる。これは、戦後間もなくでした物価統制令の対象になる唯一の業種なのです。従って勝手に料金を上げることはできない、上限ですから、それより下であれば御自由ですよ、ということになっていますが。

従って、前回も、今、40円か50円上げさせていただきました、30年前でございますが。その決定までには、私らは30円、最初に上がりましたが、50円上げて平均的なのが、収支プラスマイナスゼロというのはここなのですと。50円上げてもらって、平均の風呂屋がやっと収支プラスマイナスゼロです。生活費入っておりません。せめて50円上げていただきたいということでやったのですが。

結果的に、審議の結果としては、利用者側の代表者様の意見が通って、皆、生活苦しいので30円にしてくれませんか？ということで、やむを得ず30円ということで450円になりました。

従って、どの段階で50円、平均上げて、プラスマイナス、平均のところプラスマイナ

スゼロです。

その分の半分は、まだマイナスなのです。それが更に20円低いところで決まったということは、7、8割の風呂屋では、赤字がそのまま続いているということなのですね。

ですから、設備を、そういう分煙コーナーの設備をちゃんと作りたいという希望者があっても、手が出せないということが1つの現実でございます。

もう少し、この枠を増やして、全面的に公衆浴場の場合は、公衆浴場なのだから、物価統制で料金もそれだけ高額に対応したものだという観点から規制されているものだから、100%の設備費用を出していただければ、どの風呂屋でも全部付けていきたいという気持ちはございます。お金がないのです。

そういう現状を申し上げておきたいと思います。

(蛭名課長)

法律で考えると、基本的には4月以降は、室内での喫煙ができなくなるので、そのところを組合員さんにどれだけ周知されているのかというところが、若干不安な部分があります。

先ほど、全浴連さんからのチラシを配布しているとか、私も銭湯が好きでよく行くのですが、銭湯によっては、脱衣所から出たら、いわゆる共有の場でたばこを吸えるような状態があったりだとかというのが結構あったり、まだ残っていたりもするので、そういうところも4月以降、本当に大丈夫なのかなど、ちょっと不安な部分があります。

実際、同業組合さんに加入している公衆浴場の数は、大体全体の何%ぐらいですか。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

現在は、半分ぐらいだと思います。

(蛭名課長)

主に、やはり個人経営、いわゆる大きいところで、大手じゃなくて、個人経営みたいな形でやっているところがほとんどなのですか。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

はい、そのとおりです。

会社組織になっているところもありますけども、まだ個人経営というのが多いです。

(蛭名課長)

ということは、ほとんど家族経営的な感じのところが多いということですね。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

まず、家族的な形の労働力を使って、なるだけ従業員というのは、他人雇用というのは減らざるをえない。そして、ちょっと昔でしたら、かま焚きって、家族で住み込みでいたものがございますが、全く、今はそれができない状態になっています。やむを得ず、当時は、おがくずというものを使って。今は人件費が払えない。そのために重油を燃焼させる方式の自動燃焼方式を採用せざるを得ない状況になっておまして。

(蛭名課長)

ということは、従業員の方が20歳未満の従業員の方と比べて、あまりいらっしゃらないということですか。

(青森県公衆浴場業生活衛生同業組合)

はい。大抵、今は、もう年配者が多いのです。

私どもの例で申しますと、掃除をする者、番台に座る者、これを併せて5人ですが、全部、今はパートでございます。昔は住み込みで、家族でいましたけども。

掃除するメンバーは60代、70代の人たち、女性たちでございますが。あと、番台も60代以上が、あとは家族の者が座っております。

(蛭名課長)

先ほど、お話申し上げましたが、4月1日以降については、基本的に室内での喫煙は禁止となるので、その部分の周知を、今一度、組合として何とかお願いできないものかと考えています。

あと、従業員を含む20歳未満の者は基本的に喫煙できる場所への立入は禁止となつてございますので、そこは御理解いただければと思っております。

どうもありがとうございました。

それでは、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合さん、お願いいたします。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

我々の組合では、もう数年前から受動喫煙に関しては、組合員に対して広く周知、徹底させております。

ホテル・旅館の施設においては、昨年までの国の補助金を利用して、専用喫煙室の設置というものを設けているところも非常に多くなつておりますし、また、旅館・ホテルによっては、いわゆる室内で喫煙できないというふうなことは、ほぼ、ほぼ、承知の段階で進んでおります。

また、県の指導センターの方から、過去においては、喫煙可ですとか、分煙ですとか、いろんなシールを各組合員さんに渡したりということをやっております、施設の中にあるレストランとか飲食のお店については、5年ぐらい前からは分煙を始めたりとか、既にもう全面禁煙にしているお店があつたりですとか。

御承知のように、一般的なホテル、大きめの旅館では、分煙がかなり進んでいるというふうな状況になっていると思われまふ。

それと、ホテルにおいては、客室での喫煙については、国の定めのとおり、喫煙できる、できないというのは、そのホテルで定めることができるというふうなこともございますので、できましたら、4月からの施行については、屋内禁煙、国が定めている健康増進法をまずスタートさせるといふところから、まず、順次スタートさせていただいて、様子を見て、県のたたき台のようなことを進めていくというような形をとらせてもらえないかというのが、我々の要望でございます。

今、理事長でございまして、私、専務理事をしております。

私、元々弘前出身でございまして、弘前から来ております。

お分かりのとおり、中路先生が弘前でたばこ問題、健康の座長をしております、それに我々は、勿論、私は弘前の代表で出させていただきました。

その時、いろいろな議論がありまして、先ほど、理事長がおっしゃったように、県内ですね、各宿泊施設に喫煙、禁煙、分煙、まずその辺を、たばこを嫌いな方は、喫煙、吸うところじゃないところを選んでいただければ、今日みたいなことをしっかり出しましょうということ、5年前から進めております。それを今でも継続してやっております。

それも踏まえて、昨年末、毎年、我々、県内6地域を回った時に、必ずこの喫煙、禁煙の話をするんですね。その際、宴会の時は、なるべく、今後、国の方針として禁煙になっていきますから喫煙ルームを作りましょうと。喫煙ルームを作るのに対して、1万円、2万円、10万円、20万円じゃできないのですよ。100万、200万の話なのですね。国の助成金は半分しか出ません。すごい難しい、皆さんお分かりのとおり、非常に難しい、やっとなんてですね。

昨年もそれで出して、200万かけて作りました。やっと100万出ました。じゃその100万円出た喫煙室に対して、一応、今後、こういう県の条例ができるとは分らなかったもので、これでまず一安心、安全だと。

なおかつ、今、消費税が上がってきている時に、やっぱりそういうところがないと勝負できないという地域が沢山あるんですよ。そうなった時に、我々は、なるべくそういうのを作りましょう。その代わりに、書類を作るのにお手伝いしますとなった段階で、県の方針として、条例でなるべくその部屋を作らないようにしましょうというふうなものが見えた時に、組合員に、「お前たち、こうやって言っただろう」と。こうやって1万円、2万円じゃないんだと。10万、20万、100万、200万ぐらいお金をかけて喫煙室を作ったのに、それを、今は変わりましたけども、以前は認めない方針で出た時に、非常な憤りのことが僕らにくるわけですよ。

勿論、それはお分かりになると思いますけど。その辺は、僕らの中でも経済状態が大変なこと、でも負けなために投資をしたわけですね。

そこで、それを認めないという方向は、それはないだろうという感じで、我々はずっと言われてきたということだけは、ちょっと分かっていたきたいと。

そういうことがあって、こういうふうに努力義務みたいになっていると思うのですが。

しかしながら、条例でそういうふうな方向に見えると、いくら罰則規定がないといえ、条例違反をやっているというレッテルがどこかにあるわけですね。ですので、こちらとしましては、先ほど理事長も言ったとおり、まずはその機運は、当然、禁煙の方にいっているのも分かります。ですので、少し経過措置をとりながら、そういう方向に持っていけるようにしていただければと。

なお、今後、そういう話し合いの場とか協議会とか、検討委員会があったら、是非、生活衛生の仲間をいろいろ入れて、いろんな人の話を聞いて、方向性は禁煙でいいと思うのですが、そういうふうなところに持って行っていただければというふうなお願いはあります。

現状はこんなところですよ。以上です。

(蛭名課長)

どうもありがとうございました。先生方、いかがですか。

組合員の加入率といいますか、そこら辺っていかがなものですか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

大体8割ぐらいです。

(蛭名課長)

結構、入ってらっしゃいますね。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

もうちょっとあるかもしれないですね。チェーン展開のホテルさんは、独自なものが多いのですが。

(蛭名課長)

私どももよく出張でホテルとかに宿泊しますが、喫煙室ですか、禁煙室ですかと予約の段

階で聞かれます。喫煙、禁煙の区分は進んでいるのでしょうか、それとも今の区分け自体が、そんな4月以降もあまり変わらない感じなのでしょうか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

基本的には、旅行業の旅行会社さんが団体旅行含めまして、部屋の指定は禁煙ぐらいしかしていないのです、基本的に。

ですので、各ホテルで、例えば、どこの部屋も喫煙、禁煙可能ですと、宿泊施設によってはあるかもしれないのですが、本当にここ5年、僕もたばこのやつをやってから5年間で大分変わってきてまして、半々の喫煙率っていう施設も、非常にホテルに関しては少なくなってきました。

ということは、6割5分、7割が禁煙、残りを喫煙。繁忙期になると、なおかつ、その辺がもっと禁煙率を上げるために消臭対応という流れにはなっています。

ただし、今多いアジア圏のお客様とか、特に、日本に、青森県に一番多く来ているところですね、アジア2つ。意外と、やっぱり、要は紙巻タバコを吸う方が多いので、その辺は、やはりマナー的にもなかなか厳しいので、その辺は上手く対応していかないと、もめたりとか、いろいろありますので、その辺は、そのホテル、ホテルが対応する形になりますが、流的にいうと、禁煙ルームの方が断然多くなっているというのが現状です。

(蛭名課長)

インバウンドの方は、外国から来る方たちは比較的たばこに厳しい方が多いようなイメージがちょっとあるのですが、現実的にはどうなのでしょうか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

欧米の方は、ほぼ禁煙でないと対応してくれない。

ですので、地域でいうと、桜祭りとか、欧米から来る方は、時期はそういう率が高いのですが、団体の、特に中国本土の方とかは、吸わない方は吸わないのですが、ガイドさんとか含めて、その辺は非常に。結局、禁煙ルームで吸われちゃうということもありますので、その辺は、まだまだ、東京でも勿論、路上でたばこを吸っている方は一杯いるじゃないですか、アジア圏の方。その辺は、まだまだだというのは現状だと思います、実際のところ。

(蛭名課長)

4月以降、改正健康増進法が施行されますが、宴会場は禁煙だということの対応はどうでしょうか。

もう1つ教えていただきたいのは、20歳未満の従業員の方は、結構いるものではないでしょうか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

少ないです。ホテルでもアルバイトでちょっとというのはあるかもしれないのですが、ホテル学校ってあるじゃないですか。テーブルマナー習ったり。そういうのがあるので、少ないとは言えないです。通常の飲食店さんとかに比べるとグッと下がっていますね。

(蛭名課長)

20歳未満の従業員の方は、まず非常に少ないような状況ということなのですね。

改正健康増進法ではたばこを吸っている場所にも20歳未満の従業員を配置できないし、例えば、喫煙室の片づけとかもできません入ということになっていますが、そういうことも、きちんと会員の人たちには周知はされているという状況なんですか。

(藤野副会長)

いわゆる宴会場を有するホテルと有しないホテルで、意見の温度差ってあるものなんですかね。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

それは少ないと思います。

宴会場、うちもありますけども、ほぼ喫煙室を設けて、お客様ももう皆さん分かってらっしゃいますので、こちらに移動して吸おうというようなことは。

(藤野副会長)

そうですね。

宴会場がないところって、別に自分の部屋で吸うわけですから、全然あまり関係ない。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

そうですね。朝食だけになってくるので、部屋に帰れば吸えるという。

(藤野副会長)

なんか、少し温度差があるのかなって。大きなチェーン店とかですね。あまりないものなのですか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

ないです。

(蛭名課長)

結婚式場などを用意しているホテルも多いかと思うのですが、そういう場所は、結構、たばこを吸う方が多いようなイメージがあるのですが、それは、そうでもないでしょうか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

若い方は、割とたばこを吸わない方が増えていますので、そうめったに、いわゆる一般の宴会と披露宴と分けては考えておりません。

ただ、やはり同じように喫煙室に行かないと吸えないというようなのは、周知徹底、吸う

方も、利用される方でも、ほぼ、ほぼ、皆さん知っているのじゃないかなと。

(蛭名課長)

分かりました。あと、先生。

はい、どうぞ。

(井原会長)

喫煙室を設置したホテルもあるということですが、組合の中のホテルの数と、そのうち、喫煙室を設定しているホテルの数を教えていただけますでしょうか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

ちょっと数までは把握していないのですが、補助金を利用して設置して、補助金を利用しなくても設置したところはほとんどだと思いののですが、数まではちょっと正確なものは把握しておりません。

地域的な差はあります。

実際、青森、八戸、弘前は高いですけども、その他の地域は、まだロビーで吸うとか、分煙というのは多いです。

あと、結婚式とかは、やはり式場内の禁煙というのは、ほぼ、ほぼなっていて、たばこを吸う方は他に行ってくださいと。大体流れ的には、皆、食事をした時、たばこを吸うという場面は、殆ど我々の業界でもそれほど見られないのかなというのが現状です。

(蛭名課長)

改修とかは、都市部というか、いわゆる市部の方が結構多いということなのですか。喫煙室を設ける工事をやったところとなると市部の方が多いということでしょうか。

(青森県旅館ホテル生活衛生同業組合)

勿論ですね。今の動きは、逆に都市部というか、市ですけども、少し人口の少ないところは、これからやりたいので助成金を欲しいという地域、むつ地域とか、五所川原地域とかです。

(蛭名課長)

分かりました。よろしいですか、先生方。

じゃこれで、どうもありがとうございました。

(司会)

それでは、これもちまして、受動喫煙防止対策に係る事業者公開ヒアリングを終了いたします。

改めまして、本日は、御多忙のところヒアリングにおいでいただきましてありがとうございました。